

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年11月27日)

## 【件名】

- 1 手話言語条例制定後の取組状況について  
(障がい福祉課) …… 1
- 2 平成24年度就労系障害福祉サービス事業所の工賃結果について  
(障がい福祉課) …… 4
- 3 平成24年度鳥取県における障がい者虐待の状況について  
(障がい福祉課) …… 5
- 4 第3回鳥取県障がい者芸術文化祭等の開催について  
(障がい福祉課) …… 7
- 5 第13回全国障害者スポーツ大会「スポーツ祭東京2013」に出場した鳥取県選手団の成績について  
(障がい福祉課) …… 9
- 6 鳥取県立皆生尚寿苑の指定管理者審査要項(案)の概要について  
(長寿社会課) …… 12
- 7 子育て王国とっとり条例(仮称)に係るパブリックコメント等の実施結果及び条例原案について  
(子育て応援課) …… 別冊
- 8 子育て川柳コンテストの実施結果及び入賞作品展示について  
(子育て応援課) …… 14
- 9 「第10回子どもフォーラム」の開催について  
(子ども発達支援課、子育て応援課) …… 16
- 10 平成25年度熱中症対策のまとめについて  
(健康政策課) …… 17
- 11 結核集団感染の発生について  
(健康政策課) …… 19
- 12 理学療法士等の需要状況調査結果の概要について  
(医療政策課) …… 21
- 13 鳥取大学医学部附属病院ドクターカーの概要と運行実績について  
(医療政策課) …… 24
- 14 島根県ドクターヘリの運航実績について  
(医療政策課) …… 25
- 15 公立豊岡病院ドクターヘリの運航実績について  
(医療政策課) …… 26
- 16 第6回看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会の概要について  
(医療政策課) …… 27
- 17 知事指定薬物の指定について  
(医療指導課) …… 30
- 18 薬剤師の需要状況調査(25年10月調査)の結果について  
(医療指導課) …… 32

福祉保健部

# 手話言語条例制定後の取組状況について

平成25年11月27日  
障がい福祉課

平成25年10月11日、鳥取県手話言語条例が制定されました。  
条例制定後の反響と取組状況に関して次のとおり報告します。

## 第1 条例制定後の反響

### 1 新聞・TV

- ・手話言語条例の制定は、日本海新聞の1面、NHK鳥取放送局をはじめとして、県内の全ての新聞、TVで大きく取り上げられました。
- ・朝日新聞の全国版など、地方紙以外でも多くの新聞で大きく取り上げられました。
- ・北海道新聞などの県外の地方紙でも取り上げられ、信濃毎日新聞、愛媛新聞等では社説に掲載されました。（非常に好意的な論調）
- ・英字新聞「The Japan Times」でも取り上げられました。

### 2 NHK手話ニュース（Eテレ）等

- ・10月8日（条例案の可決日）のNHK手話ニュースでは、条例案が可決したニュース、翌日9日は平井知事へのインタビューと2夜連続で主要ニュースとして取り上げられました。また12日の週間手話ニュース、13日のこども手話ウィークリーでも条例成立を報じるなど非常に重要なニュースとして取り扱われています。
- ・日本聴力障害新聞（11月号）でも1面カラーのトップ記事扱いでした。

### 3 その他

- ・県内のろう者からは、「手話が認められたことは、ろう者が認められたこと。これまではろう者であることを何となく負い目に感じていたが、これからはろう者として胸を張って生きれる気持ちになった。」、事業者からは、「これまではあまり手話を意識してこなかったが、今後はきちんと手話を勉強して、あいさつ程度はできるように会社で勉強会を始めようと思う。」といった声が寄せられています。
- ・盛岡市議会、宮城県議会、秋田県議会等は手話言語条例の説明を聞くために鳥取県へ来県されています。また、複数の自治体から手話言語条例に関して電話問合せがありました。

## 第2 県の取組

### 1 手話推進員の配置

条例の趣旨・目的を県の組織全てで共有し、手話の普及、環境整備などの実践行動を推進・定着させるため、県庁内の各職場に「手話推進員」を配置することとしました。

「手話推進員」は、各職場において、手話の学習、手話を活用した取組の実施、手話を使いやすい環境の整備などの取組を推進します。（知事部局、教育委員会、企業局、病院局、議会事務局、警察本部、各種委員会を対象に実施）

各職場での取組を推進するため、手話推進員を対象とした条例説明会を開催しました。

開催日時・会場	10月22日（火）10:00～11:00	中部総合事務所 講堂
	10月22日（火）14:00～15:00	東部総合事務所 講堂
	10月23日（水）9:30～10:30	県庁 講堂
	10月25日（金）15:00～16:00	西部総合事務所 講堂

### 2 「手話は言語だ！行政職員のためのろう者と手話について学ぶ研修」の開催

県職員及び市町村職員等を対象として、条例の趣旨・内容を理解し、窓口対応等に役立つ簡単な手話を習得することを目的とした研修を開催していきます。ろう者が講師となり、生活や体験について話を聞くとともに、手話の実技指導を受けます。

開催日・会場	11月20日(水)	鳥取県庁 講堂
	11月22日(金)	中部総合事務所 講堂
	11月29日(金)	西部総合事務所 講堂
	12月4日(水)	西部総合事務所日野振興センター 大会議室
	1月15日(水)	職員人材開発センター 講堂

### 3 手話学習教材作成委員会の開催

学校教育において児童がろう及び手話に対する理解を深めるための学習教材の作成等について検討するため、手話学習教材作成委員会を設置し、11月5日に鳥取聾学校で第1回委員会を開催しました。

学習教材は「入門編」と「応用編」の2本立てとし、「入門編」は、年明けから使えることを目指して作成。「応用編」は、学校現場とやりとりしながら、完成した物から随時提供していくこととしました。

「手話のあいさつやってみよう！」を作成し、「入門編」の作成に先立って県内の全学校の生徒に配付、朝の会などで活用するなど、手話に親しむ取組を呼びかけています。

### 4 知事定例記者会見に手話通訳者の配置(10月17日スタート)

### 5 県立図書館での取組

県民の皆さんに手話への理解を深めていただくため、企画展示「もっと知りたい!手話のこと」のコーナーを設置しました(10月1日~30日)。

### 6 教職員研修での取組

教育センター主催のすべての教職員研修において、開会時に手話言語条例の紹介をしたうえで、センター指導主事と受講者が手話による簡単なあいさつを一緒に行い、教職員の意識の向上を図る取組を始めました(10月31日より)。

### 7 手話チャンネルの開設

とりネット内の「とっとり動画ちゃんねる」に、手話に関連した動画を掲載する「手話チャンネル」を開設します。

＜手話チャンネルの概要＞

(1) 開設日 平成25年11月18日(月)

(2) 内容

#### ア 県職員による手話講座

県職員がすぐに役立つ手話を紹介、解説。(第1回目は、ろう者が窓口に来られた場合を想定して、「あいさつ+筆談でお願いします」です。)

#### イ 県政番組「週刊とり☆リンク」

本編で手話対応となっている動画を掲載。

#### ウ おすすめ動画

とっとり動画ちゃんねる内で人気の動画や旬な話題をテーマとした動画に手話を付けて掲載。なお、他の障がいに配慮し、キャプションや音声ガイドを付ける。

#### エ 手話動画リンク集

手話関連の面白いサイトを紹介等。

### 8 「エンジョイ手話講座」の開催

昼休みのちょっとした時間を利用して、簡単な手話を学ぶ講座です。教育委員会特別支援教育課の村尾指導主事が講師となり、月1~2回のペースで開催しています。

## 9 朝礼での手話の学習の取組

知事部局等では、各職場での朝礼又は終礼において手話であいさつを行うことを推進しています。

例えば、福祉保健部障がい福祉課では、毎朝の朝礼で手話の学習を行っています。当番の職員が簡単な会話文などの手話表現について独自に調べ、朝礼において解説を加えながら手話の指導を行い、最後には全員でやってみるというもので、手話への興味・関心が高まるとともに、手話の知識・技術も少しずつ向上しています。

特別支援教育課では、毎日の朝礼時、手話を交えて「県民への誓い」を唱和するとともに、当番の職員が独自に調べた手話表現を紹介し、会話文も例示しながら手話の学習を行っています。

## 第3 その他の取組

1 NHKのテレビ番組「いちおしNEWSとっとり」の中で手話紹介コーナーがスタート  
NHKのテレビ番組「いちおしNEWSとっとり」（月～金、午後6時10分～7時）の中で、手話紹介コーナーが設けられます。

- (1) 内容 あいさつの手話表現などを紹介
- (2) 出演者 県教委特別支援教育課 村尾指導主事
- (3) 放送時期 11月12日(火)からスタート(コーナーは3分間程度、毎週火・木曜日の午後6時25分頃に放送。)

2 手話学習会開催事業費等補助金を活用した手話学習会の開催

民間団体等でも県補助金を活用した手話学習会が開催されます。

この他にも鳥取県観光事業団が、12月3日から5日にかけて花回廊等で手話学習会を3回開催予定です。

(1) 社会福祉法人トマトの会

ア 日時 11月18日(月)午後1時から午後2時

イ 場所 社会就労センター(東伯郡北栄町北条島)

ウ 対象 トマトの会職員40名

(2) 公益財団法人鳥取県体育協会

ア 日時 11月18日(月)午後2時から午後3時半

イ 場所 県立産業体育館(鳥取市天神町)

ウ 対象 県体育協会職員35名

(3) 鳥取立川郵便局

ア 日時 11月30日(土)午後1時30分から午後3時

イ 場所 白兔会館(鳥取市末広温泉町)

ウ 対象 郵便局職員50名

(参考)「手話学習会開催事業費等補助金」制度の概要

- ① 補助対象 手話学習会を開催する企業、社会福祉法人、NPO等
- ② 補助率 10/10
- ③ 補助上限 手話学習会の開催1回当たり15千円(1企業等当たり年3回まで)

3 手話サークル等助成事業費補助金制度を創設(10月11日)

県内手話サークルの活動促進、交流等に関する取組を支援するために補助するもの。

# 平成24年度就労系障害福祉サービス事業所の工賃結果について

平成25年11月27日  
障がい福祉課

鳥取県では、平成19年度に工賃3倍計画を策定し、県内の就労系障害福祉サービス事業所等で働く障がい者の工賃水準を、平成18年度の月額約11千円から月額33千円以上の3倍とすることを目指し、障がいのあるかたが地域社会の中で自立した質の高い生活を送ることができるよう支援を行っています。

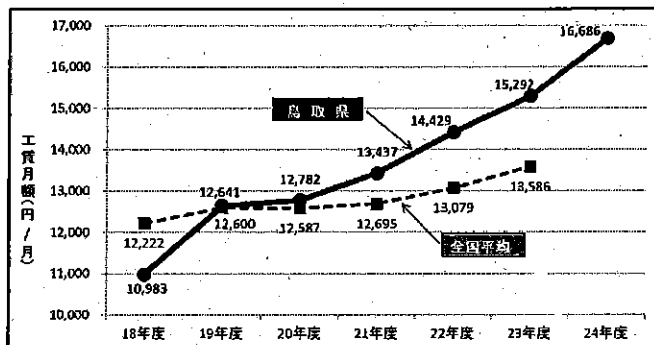
このたび、平成24年度の工賃がとりまとまりましたので、その結果をお知らせします。

## 記

### 1 平成24年度工賃の状況

#### 【概要】

- 工賃3倍計画の対象である98施設の県平均の工賃月額額は16,686円となり6年連続で増加した。
- 前年度比から1,394円(+9.1%)増加し、工賃3倍計画の基準年度の平成18年度から約52%(増加額累計+5,703円)増加した。
- 初めて1時間当たりの平均工賃額を集計したところ、201円であった。



施設種別	平均工賃月額 (円/月)			増減率 (%)		平均工賃時間額 (円/時)
	18年度	23年度	24年度	18年度比	23年度比	
就労継続支援B型事業所 (非雇用型) (工賃3倍計画対象事業所)	10,983	15,292	16,686	+51.9%	+9.1%	201

(参考)

就労継続支援A型事業所 (雇用型)	93,370	73,072	76,932	△17.6%	+5.3%	673
----------------------	--------	--------	--------	--------	-------	-----

※ 就労継続支援A型事業所は工賃算出対象施設ではないが、計画において工賃向上のための各種事業の支援対象となっている。

### 2 平成24年度工賃実績に対する県の評価

ア 他県では工賃が伸び悩んでいるところもある中で、本県は毎年着実に工賃が向上しており、個々の就労系障害福祉サービス事業所における熱心な取組の結果と考える。

イ 県においても、本県発の取組として他県にも同様の取組が広がっている農福連携事業や、他県にはない就労系障害福祉サービス事業所の新商品開発に対する助成制度を設けており、支援制度をうまく活用している事業所の工賃増加額が高いという結果が出ている。

事業名	平均工賃月額		増加額	増加率
	23年度	24年度		
新商品開発事業支援補助金	14,608	16,782	+2,174	+14.9%
農福連携推進事業	12,764	14,580	+1,816	+14.2%

ウ 目標である工賃月額33千円の達成のため、個々の就労系障害福祉サービス事業所と意見交換を行いながら、さらなる工賃向上のための支援策を検討する。

### 3 その他

個別の障害福祉サービス事業所の工賃の状況は、とりネットで公表している。

平成24年度鳥取県における障がい者虐待の状況について

平成25年11月27日  
障がい福祉課

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が平成24年10月1日に施行されました。法施行後、6か月(平成24年10月1日～平成25年3月31日)の鳥取県における障がい者虐待の概要について報告します。

なお、詳細の結果報告書については、取りまとめ次第公表予定です。

1 相談・通報・届出受理件数

○県内の相談・通報・届出件数は38件 \*うち虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例は15件

	養護者による 障がい者虐待 (窓口別)	障害者福祉施設等 従事者等による 障がい者虐待 (窓口別)	使用者による 障がい者虐待 (窓口別)
相談・通報・届出受理件数	23件 (市町村22、県1)	10件 (市町村3、県7)	5件 (市町村2、県3)
虐待を受けた又は受けたと 思われたと判断した事例	14件	1件	0件
(重複有り) 虐待の種別	身体的虐待	9件	—
	性的虐待	1件	1件
	心理的虐待	3件	1件
	放棄・放置	1件	—
	経済的虐待	2件	—

2 養護者による障がい者虐待

○相談・通報・届出者別件数(複数回答)

相談・通報・届出者は、相談支援事業所等からの割合が47.8%と最も多くなっている。

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員・施設等従事者	警察	その他	計
件数	1件	2件	2件	6件	3件	1件	11件	1件	1件	28件
構成割合	4.3%	8.7%	8.7%	26.1%	13.0%	4.3%	47.8%	4.3%	4.3%	—

※構成割合は、相談・通報・届出受理件数23件に対するもの

3 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待

事案	虐待の類型	障がいの種別	施設等の種別	従事者等の職種	虐待に対して取った措置
I	性的虐待 心理的虐待	知的障がい 精神障がい	就労継続支援B型事業所	従事者	再発防止のための職員研修の実施や職員間の虐待防止への意識向上に向けての取組を進めるよう指導。また、当該職員と利用者との距離において業務に当たるよう指導 (*事業所側も積極的に取り組んでいる) ※市町村・相談支援事業所が継続して見守りやモニタリングを実施

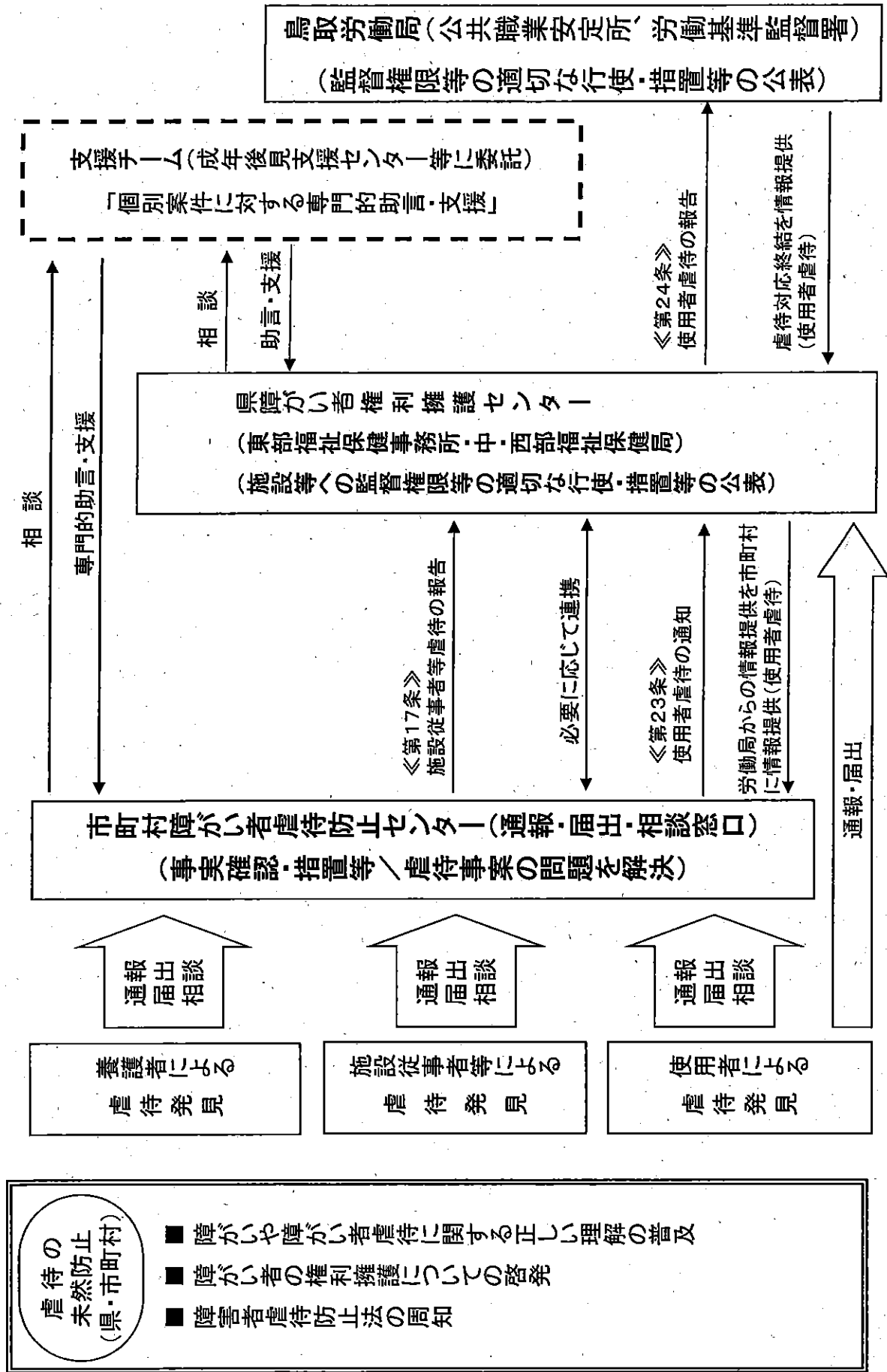
※本事案の性的・心理的虐待内容

女性利用者から相談支援事業所へ「職員から体を触られる(脇腹を一回掴まれた)」との主訴により市町村に通報があった事案

4 今後の県の取組

引き続き、「障がい理解への啓発」や「障がい者虐待の未然の防止のための研修」等を実施する。

障害者虐待防止法における対応の流れ



## 第3回鳥取県障がい者芸術文化祭等の開催について

平成25年11月27日  
障がい福祉課

平成26年度に開催する「あいサポート・アートとっとりフェスタ(第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会)」のプレ大会として、「第3回鳥取県障がい者芸術文化祭」及び「第6回きらきらアート展」を開催しました。

### 「第3回鳥取県障がい者芸術文化祭」開催概要

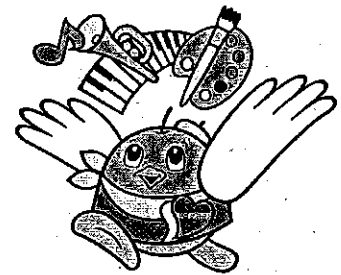
- 1 日時 平成25年11月3日(日) 10:00~17:00
- 2 場所 とりぎん文化会館 小ホール、フリースペース
- 3 内容

#### (1) 第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会愛称発表・表彰式

- ・大会愛称 「あいサポート・アートとっとりフェスタ」
- ・発案者 坂井知良(さかいかずよし)さん(米子市住吉小6年生)
- ・応募数 190作品

#### (2) 大会キャラクター愛称発表・表彰式

- ・キャラクター愛称 「アトリピー」
- ・発案者 平山(ひらやま)さん(宮城県在住)
- ・応募数 224作品



アトリピー

#### (3) ステージ発表

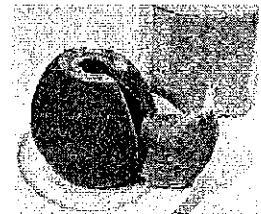
公募により集まった障がいのある方を含む団体・グループによる発表を行った。

- ・「特別支援学校」生徒160名による大合唱
- ・「あかり広場」によるダンス
- ・「りっふる音楽団」による歌・演奏
- ・「鳥の劇場劇団」による三人姉妹リーディング
- ・「リヴよどえ」による歌・演奏
- ・「鳥取養護学校」による傘踊り
- ・「星のいり口、われ等は一とびあ、やまばと」によるダンス
- ・「沖縄音楽グループゆいまーる」による歌・演奏

#### (4) スウィーツ甲子園鳥取県大会予選会・表彰式

関西圏域の各府県の合同企画により行う、障がい者の事業所のスウィーツ商品のコンテスト「スウィーツ甲子園」の本戦に参加する事業所を選定する「鳥取県大会予選会」を開催した。

- ・グランプリ 「天女の梨クーヘン」
- ・商品概要 型をくずさないよう煮詰めた二十世紀梨を使ったバウムクーヘン
- ・事業所名 ぱにーに(鳥取市・湯梨浜町)



グランプリ受賞商品

#### (5) 人形劇公演「デフパペットシアターひとみ」

日本で唯一、ろう者(耳が聞こえない人)と聴者(聞こえる人)が協力して公演活動を行っているプロの人形劇団による人形劇公演を行った。

- 4 観覧者数 延べ1,156人(小ホール456人、フリースペース700人)



## 「第6回きらきらアート展」開催概要

鳥取県内から公募した障がいのある人たちが制作した文化芸術作品（絵画、書、造形など）を展示した。

- 1 期間 平成25年10月31日（木）～11月6日（水）
- 2 会場 とりぎん文化会館（展示室、第2・第3会議室）
- 3 入場料 無料
- 4 応募数 合計309点 ※過去最大の応募数

絵画	書	造形	写真	計
147点	91点	46点	25点	309点

### 5 展示内容

- ・県内の障がいのある方からの応募作品 309点
- ・「あいサポート運動」連携県の広島、島根、長野からの招待作品 28点
- ・韓国江原道からの招待作品 10点

### 6 最優秀賞

- ・作品名 「神様 広目天（こうもくてん）」
- ・作者 福田真弓（ふくだまゆみ）さん



最優秀賞受賞作品

### 7 同時開催

#### （1）「アール・ブリュットポスター展」

アールブリュット作品のポスターを展示した。

※アール・ブリュットとは、「生（き）の芸術」という意味で、芸術の専門的な教育を受けていない人が、伝統や流行などに左右されずに自身の内側から湧き上がる衝動のまま表現した芸術のこと。

#### （2）「アーティストリンク作品展」

彫刻家の岡野元房氏と絵本作家の玉井詞氏の2人のアーティストがそれぞれ特別支援学校の生徒と共同制作した作品を展示した。

※アーティストリンクとは、障がいのある方とアーティストがお互いの感性や創造性を大切にしながら共同作品を制作し、併せてプロセスと成果を発表・展示するもの。

### 8 観覧者数 延べ1,234人

第13回全国障害者スポーツ大会「スポーツ祭東京2013」に出場した  
鳥取県選手団の成績について

平成25年11月27日  
障がい福祉課

10月12日(土)から14日(月)までの間、東京都で開催された第13回全国障害者スポーツ大会「スポーツ祭東京2013」に参加した本県の選手団の成績について報告する。

- 金メダル獲得数が前大会よりも増加(前大会3個→今大会8個)
- さらに、2名の選手が大会新記録
  - ・前島博之(まえじま ひろゆき) 所属:鳥取聾学校 区分:身体障がい  
→ 陸上:走り高跳び 大会新記録(1m90cm)で金メダル獲得
  - ・野田昭和(のだ あきかず) 所属:鳥取県身体障がい者陸上競技協会 区分:身体障がい  
→ 陸上:車椅子1,500m 大会新記録(4分22秒88)で金メダル獲得

正式競技

(1) 参加者数

選手18名、役員19名

(2) 獲得メダル数

- ・金メダル 8個 種目:陸上5個、水泳1個、アーチェリー1個、ボウリング1個
- ・銀メダル 7個 種目:陸上2個、水泳2個、卓球1個、フライングディスク2個
- ・銅メダル 4個 種目:陸上2個、卓球1個、ボウリング1個

<内訳>

( )は昨年度岐阜大会の数

出場競技	出場者数	出場種目数 (延べ)	メダル数				
			金	銀	銅	合計	
個人 競技	陸上	7 (8)	17 (17)	5 (1)	2 (7)	2 (3)	9 (11)
	水泳	3 (2)	6 (4)	1 (2)	2 (0)	0 (1)	3 (3)
	アーチェリー	1 (1)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (1)
	卓球	2 (3)	2 (3)	0 (0)	1 (1)	1 (2)	2 (3)
	フライングディスク	3 (3)	6 (6)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)
	ボウリング	2 (1)	2 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)
合計	18 (18)	34 (32)	8 (3)	7 (8)	4 (7)	19 (18)	

※出場者別の成績は、別紙選手別成績一覧を参照。

※個人競技への参加は、1人2種目以内。(リレーを除く)

※陸上の出場種目数には、4×100メートルリレーを含む。

第13回全国障害者スポーツ大会（スポーツ祭東京2013）派遣選手結果

<正式競技(個人競技)>

区分	競技	氏名	所属	出場種目			成績			
				第1種目	第2種目	その他	金	銀	銅	その他
身体	陸上	前島 博之	鳥取県立鳥取聾学校	走高跳	走幅跳		走高跳 (大会新)	走幅跳		
		前島 浩二	千代三洋工業(株)	砲丸投	ジャベリックスロー(やり投げ)		ジャベリックスロー(やり投げ)			砲丸投 4位
		野田 昭和	鳥取県障がい者陸上競技協会	車椅子100m	車椅子1500m		1500m (大会新)	100m		
	水泳	岡本 菜子	鳥取県障がい者水泳協会	25m自由形	50m自由形			25m自由形		50m自由形 6位
		松井 健太郎	社会福祉法人養和会 F&Y境港	25m自由形	50m自由形		25m自由形	50m自由形		
	アーチェリー	寺坂 真一	鳥取県身体障がい者アーチェリー協会	コンパウンド30m	コンパウンド50m		コンパウンド(30m・50m)			
	卓球	有田 愛子	鳥取県東部県税事務所	一般卓球				一般卓球		
	フライングディスク	森住 和彦	JR西日本	フライングディスク アキュラシー5	フライングディスク ディスタンス			フライングディスク アキュラシー5		フライングディスク ディスタンス 4位
知的	陸上	山本 翔大	鳥取県立智頭農林高等学校	50m	200m	リレー	50m		200m	
		山崎 祐次	(株)センコース グールファーム 鳥取	100m	ジャベリックスロー(やり投げ)	リレー	ジャベリックスロー(やり投げ)			100m 5位
		藤井 真夜	鳥取県立米子養護学校	50m	立幅跳	リレー			50m	立幅跳 6位
		奥田 和磨	鳥取県立倉吉養護学校	200m	100m	リレー				100m 6位
	水泳	新野 真美	社会福祉法人真誠会 ゆうとびあ河崎	25m自由形	50m自由形					25m自由形 5位
	卓球	浦 雅行	特定医療法人養和会 養和病院	一般卓球					一般卓球	
	フライングディスク	橋本 賢	NPO法人 岩美かたつむり工房	フライングディスク アキュラシー5	フライングディスク ディスタンス					フライングディスク ディスタンス 7位
		谷口 敬子	(株)ツーウェイシステム	フライングディスク アキュラシー7	フライングディスク ディスタンス			フライングディスク アキュラシー7		フライングディスク ディスタンス 5位
ホウリング	下村 伸一	社会福祉法人敬仁会 敬仁会館	ホウリング 4ゲーム						ホウリング 4ゲーム	
	植田 良介	植田漁具株式会社	ホウリング 4ゲーム				ホウリング 4ゲーム			

計 8個 7個 4個

(大会新2)

第13回全国障害者スポーツ大会（スポーツ祭東京2013）派遣選手・役員名簿  
 <オープン競技>

■グラウンドゴルフ（身体障がい）

	区分	氏名	所 属	備考
1	責任者	ふくなが ゆきお 福永 幸男	鳥取県ブルースカイクラブ	
2	監督	やぎ たける 八木 孟	鳥取県ブルースカイクラブ	
3	選手	ほんじょう まなぶ 本庄 孝	鳥取県ブルースカイクラブ	
4		もりおか たかし 森岡 崇	鳥取県ブルースカイクラブ	
5		いづみ とみお 岡村 富夫	鳥取県ブルースカイクラブ	
6		よこはま ひであき 横浜 秀明	鳥取県ブルースカイクラブ	
7		やまざき けんじ 山崎 健治	鳥取県ブルースカイクラブ	

■スポーツチャンバラ（知的障がい）

	区分	氏名	所 属	備考
1	責任者	みづた やすこ 水田 靖子	鳥取県スポーツチャンバラ協会	
2	保護者	ひろば ゆきみ 広芳 幸美	鳥取県スポーツチャンバラ協会	
3		いしはら くみ 石原 久美	鳥取県スポーツチャンバラ協会	
4	選手	ひろば かんじ 広芳 寛治	鳥取県スポーツチャンバラ協会	
5		ふくもと しょうた 福本 桜太	鳥取県スポーツチャンバラ協会	
6		とくだ くらま 徳田 空馬	鳥取県スポーツチャンバラ協会	
7		もりやす ただし 守安 正志	鳥取県スポーツチャンバラ協会	
8		とくだ こうじ 徳田 浩司	鳥取県スポーツチャンバラ協会	

# 鳥取県立皆生尚寿苑の指定管理者審査要項（案）の概要について

平成25年11月27日  
長 寿 社 会 課

平成26年度から県立皆生尚寿苑（以下「皆生尚寿苑」という。）の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり審査することとしています。なお、審査要項は、福祉保健部指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

## 1 指名団体とその理由

### (1) 指名団体

社会福祉法人鳥取県厚生事業団（平成18年度から平成25年度までの指定管理者）

### (2) 指名理由

当該法人は、開設当時（昭和46年）から皆生尚寿苑の管理運営を行い、指定管理者制度が導入された平成18年度以降も、指定管理者として当該施設の管理運営を適正に行っており、県の実地調査及び外部機関による第三者評価でも例年高評価を得ている。

また、入所者の処遇の継続性の観点からも、引き続き当該法人が施設を管理運営することが妥当であると認められるため。

## 2 指定管理者が行う業務

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例に基づく下記の業務。

### (1) 指定管理者が行う業務の内容

ア 皆生尚寿苑の施設設備の維持管理に関する業務

イ 皆生尚寿苑の運営に関する業務

ウ その他皆生尚寿苑の管理運営に必要な業務

### (2) 管理の基準（基本的事項）

ア 入所定員は140人とすること。

イ 入所は、老人福祉法第11条第1項第1号の規定に基づく市町村による措置の決定に基づいて行われるものであって、次のような事情にある者とする。

a 環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者

b 65歳以上の者とすること。

ウ 鳥取県個人情報保護条例の規定を遵守し、個人情報を適切に保護すること。

エ 鳥取県情報公開条例の規定を遵守し、情報の公開を適切に行うこと。

### (3) その他、管理上の条件等

職員の配置は、鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例及び鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則に定める基準に基づき算定された配置数以上とすること。なお、生活相談員のうち2人は主任、支援員うち1人は主任とすること。

## 3 利用料金等の取扱い等

入所者の措置に要する経費や入所者へのサービス提供に伴う収入（以下「利用料金等」という。）は、指定管理者の収入とする。

## 4 委託料

なし。（なお、指定管理者は、利用料金等を基に業務を行うものとし、利用料金等の額の総額が業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県はその差額を補填しないものとする。）

## 5 指定の期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日〔5年間〕

## 6 スケジュール

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| (1) 審査要項の送付       | 平成25年11月下旬             |
| (2) 事業計画書等の提出期限   | 平成25年12月下旬             |
| (3) 審査委員会（候補者の審査） | 平成26年1月中旬              |
| (4) 審査結果の通知・公表    | 平成26年1月中旬              |
| (5) 指定管理者の指定      | 平成26年3月下旬（議会の議決を経て行う。） |

## 7 審査方法等

### (1) 審査方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を審査。

### (2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、福祉関係者（2名）、福祉保健部長〔計5名〕

### (3) 審査基準

審査基準	審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (指定管理者に対する意欲、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 ○施設管理の基準等 (施設設備の維持管理・衛生管理方法、外部委託の考え方、第三者評価の受審に関する考え方等) ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応等 (火災・盗難・災害などの事故・事件の防止、緊急時の体制・対応、入所者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法・入所者等の要望把握) ○個人情報保護、情報公開等への対応 ○入所者の処遇 (適切な処遇計画の作成及び処遇の実施、相談体制、心身の状況等を考慮した食事・入浴、余暇活動、機能訓練等健康保持の取組、社会復帰及び自立に向けた支援策、健康管理・医療体制等) ○県立施設としての役割に対する取組姿勢 (先導的な取組等)
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○効率的な施設運営、管理に係る経費の縮減策 ○収支計画の見通しの妥当性
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○法人の財政基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 (管理運営の組織・職員の職種等、日常の職員配置、人材育成) ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人の社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・TEASの認証) ・当該施設の管理運営状況の実績評価

\* 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

# 子育て川柳コンテストの実施結果及び入賞作品展示について

平成25年11月27日

子育て応援課

第4回子育て川柳コンテストを下記のとおり実施し、知事表彰及び企業表彰作品を決定、入賞作品の展示を行います。

## 1 子育て川柳コンテストの概要

(1)目的 子育てに関する川柳を募集することで、子育てに対する関心を高め、「子育て王国鳥取県」の機運を盛り上げる。(平成22年度から実施)

(2)テーマ ”家族”や”子育て”に関するエピソードや感動体験など

(3)応募期間 7月1日～8月31日

応募作品総数 723作品

内訳

- ・大人の部:404作品

- ・子どもの部(小学生から高校生まで):319作品

(4)審査結果 川柳協会の協力を得て、知事表彰作品を決定(一次審査、二次審査を実施。)

### ①知事表彰作品

・最優秀賞:大人の部、子どもの部 各1作品(表彰状、副賞(図書カード1万円))

・優秀賞:大人の部、子どもの部 各2作品(表彰状、副賞(図書カード5千円))

### ②協賛企業表彰(昨年度と同じ16社)

・各企業において一次審査通過作品の中から企業表彰作品を選定いただいた。

## 2 知事表彰について

平成25年12月1日(日)開催の「第10回子どもフォーラム」において、表彰を行う。

・日時 平成25年12月1日(日)15時～15時10分

・会場 鳥取県立福祉人材研修センター 1階ホール

### ○表彰作品

#### 【大人の部】

##### ○ 最優秀賞 (1名)

絵本にも、自分の色を 付けて読む

米子市 湯浅 俊久さん

##### ○ 優秀賞 (2名)

恐竜や くらげになる子 抱きしめる

湯梨浜町 和田 史世さん

一日の できごと話す ひざのうえ

米子市 池山 純子さん

#### 【子どもの部】

##### ○ 最優秀賞 (1名)

ホッとすゝ わたしの居場所 ここにある

鳥取市 縄田 美香さん

(湖山小学校・小学6年)

##### ○ 優秀賞 (2名)

「ごめんなさい」 ひとつと言えぬ 反抗期

八頭町 下田 恵里奈さん

(中央中学校・中学3年)

きびしいよ わたしのことを 思ってる

鳥取市 山本 彩花さん

(湖山小学校・小学5年)

### 3 企業表彰 受賞作品(16社 各1名)

- 大山トム・ソーヤ牧場賞 (副賞:招待券(4名分))  
子育ての、幸せ君に 倍返し 鳥取市 岡田 真一さん
- 保育所ちびっこランドこやま賞 (副賞:はちみつ&はちみつのお酒セット)  
宇宙語で 話す息子と 交信中 倉吉市 下雅意 るりさん
- 寿製菓賞 (副賞:二十世紀梨ラングドシャ、二十世紀梨洋風煎餅)  
パパのこと 見てないようで 見ている娘 鳥取市 西尾 佐紀さん
- 人形のウエダ賞 (副賞:葉祥明額装品)  
叱った子 寝てからそっと 撫でている 湯梨浜町 中村 尚美さん
- タニグチヘアサロン賞 (副賞:親子散髪券)  
日々成長 うれしい発見 次はなに? 鳥取市 福安 まゆらさん
- 渡辺美術館賞 (副賞:招待券(5名分))  
親ばかりと 言われるくらい 馬鹿したい 鳥取市 小谷 修一さん
- 鳥取砂丘こどもの国賞 (副賞:ペア1組入場券)  
子育ては 教えられたり 教えたり 米子市 K. Yさん
- 白鳳賞 (副賞:どんぐり商品詰め合わせ)  
子に注意 そっくりそのまま 子に言われ 鳥取市 K. Fさん
- 不二屋賞 (副賞:ミルクージャンボ缶)  
親がいて おこってくれて 優しくて 鳥取市(湖山小学校) 山下 瑠菜さん
- 中海水鳥国際交流基金財団賞 (副賞:コハクチョウのぬいぐるみ)  
じいちゃん号 機関車になる 馬になる 米子市 門脇 かずおさん
- フラワー工房 HaRu賞 (副賞:プリザーブドフラワーアレンジメント)  
母さん業 休憩とれず 死んだフリ 米子市 野坂 奈緒美さん
- キャンウェイ イングリッシュスクール賞 (副賞:カナダのお菓子他詰め合わせ)  
お父さん 修理はまかせた まほうの手 米子市(義方小学校) 安食 匠真さん
- 大山ハム賞 (副賞:大山ハムギフトセット)  
ボクしたいっ! させてみるのも 親心 鳥取市 森原 知晴さん
- 鳥取グリコ賞 (副賞:グリコ製品詰め合わせ)  
いつもはね 言えないけれど ありがとう 鳥取市(湖山小学校) 村上 真愛さん
- 巴ホーム賞 (副賞:鳥取の木で造ったお盆)  
はなびした みんなのかおも かがやいた 伯耆町(岸本小学校) 妹尾 亜夢さん
- あべまりの赤ちゃん教室賞 (副賞:ノンカフェインハーブティーセット)  
母さんの 何でもする手は まほうの手 鳥取市(湖山小学校) 河野 優花さん

### 4 作品展示

- (1) 展示期間 平成25年12月11日(水) 午前10時~午後5時  
平成25年12月12日(木)~平成26年1月6日(月) 午前9時~午後5時  
(休館日:12月28日~1月3日)
- (2) 展示場所 鳥取県立図書館と公文書館の間の玄関ロビー
- (3) 展示内容 知事表彰6作品、企業表彰16作品を展示  
※12月1日(日)の子どもフォーラムの会場においても展示。



## 「第10回子どもフォーラム」の開催について

平成25年11月27日  
子ども発達支援課・子育て応援課

平成16年度から鳥取大学で実施している「すくすくコホート研究」の研究成果の還元と子育てに有用な情報を提供することを目的に、毎年子育てをテーマとした「子どもフォーラム」を開催しており、今年度も下記のとおり開催します。(今回で10回目)

### 記

- 1 日 時  
平成25年12月1日(日) 13時30分から16時10分
- 2 場 所  
鳥取県立福祉人材研修センター 1階ホール(鳥取市伏野1729-5)
- 3 主 催  
鳥取大学、鳥取子ども懇話会、鳥取県
- 4 内 容

時間	概要	内 容
13:30	開会	
13:50	研究報告	鳥取大学関あゆみ准教授より、すくすくコホート研究の成果報告 内容:「すくすくコホート研究10年でわかったこと」
15:00	子育て川柳コンテスト 表彰式	第4回子育て川柳コンテスト受賞者表彰式 受賞者と知事との記念写真撮影
15:10	鼎談	テーマ:「鳥取のこれからの子育て」 登壇者:平井伸治(鳥取県知事) 伊達季代子(愛真幼稚園園長) 小枝達也(鳥取大学教授)
16:10	閉会	

### 【会場内イベント(小学生以上対象)】 13:30~16:10

ブース名	場 所	内 容
ものづくり教室 「つくってあそぼう」	2階 中研修室	○ 紙コップとストローなどの身近な材料を使って「メリーゴーランド」(動くおもちゃ)を作成。

- 5 その他  
参加無料  
託児、手話通訳あり(要事前申し込み)

### 《参考》

#### ○すくすくコホート研究について

正式名称:「社会能力と学習能力を醸成する生活環境と神経基盤に関する発達コホート研究」

- ・H16年度より、鳥取大学地域学部で実施。今年で研究は10年目を迎える。
- ・目的:社会環境や生活環境が子どもの身体や言葉の発達に与える影響及び発達段階に応じた社会性の獲得過程について明らかにすること。(対象は5~13歳の子どもと保護者)
- ・主な成果
  - \*親の過保護・過干渉が、子どもの社会性の獲得に良くない影響を与える→見守ることも必要。
  - \*男の子、女の子の行動の違いがある→男女の行動の違いを理解して接すると、親の子育てストレスが軽減する、など。

#### ○鳥取子ども懇話会について

すくすくコホート研究の成果を地域に還元することを目的として設立された組織。地域行政、医療、教育、保育、大学担当者等で構成されている。鳥取県福祉保健部子育て王国推進局長が座長を務める。

研究成果を地域に還元する場として、毎年1回「子どもフォーラム」を開催しており、今年で10年目を迎える。

## 平成 25 年度熱中症対策のまとめについて

平成 25 年 11 月 27 日  
健康政策課

### 1. 平成 25 年度熱中症救急搬送状況のまとめ

総務省消防庁発表（10 月 15 日）の本年度夏期（6 月～9 月）の熱中症による救急搬送の状況で、全国の搬送件数は調査開始の平成 22 年以降最多となったが、本県は昨年よりも減少し、かつ重症者は少なく、死亡者の発生がない結果となった。

また、都道府県別人口 10 万人あたりの搬送件数は、昨年度の 1 位から 13 位となった。

（※昨年度までの消防庁の発表は、7 月～9 月の搬送件数。本年度からは 6 月～9 月の搬送件数。）

○県内の搬送件数 ※（ ）内：昨年度同時期のデータ

・ 9 月末現在で 338 件（355 件、△17 人（△4.8%））

※搬送者中、高齢者（65 歳以上）の割合が一番多く、173 人（51%）。

※症例別<sup>\*1</sup>では、死亡が 0（1）名、重症が 3（9）名、中等症が 153（158）名、軽症が 180（183）名。

○全国の搬送件数（6 月～9 月）

・ 58,729 件と、前年比 129%。

・ 本県の人口 10 万人あたりの搬送人員は 57.25 人、全国 13 位。

本年度の取組を振り返り、次年度の取組へ繋げることを目的として、第 3 回鳥取県熱中症対策連絡会議を開催しました。

### 2. 第 3 回鳥取県熱中症対策連絡会議の開催について

- ・ 開催日時 平成 25 年 10 月 30 日（水）14 時～ ※各市町村へはテレビ会議で同時配信。
- ・ 出席機関 鳥取地方気象台、鳥取労働局、各消防局、小中学校長会、各市町村、県関係部局
- ・ 内 容 ①平成 25 年夏の特徴（気温）等（鳥取地方気象台）  
②今年度の熱中症搬送件数等の状況  
③関係機関の取組について  
④次年度の取組について

#### 【会議を受けた今後の方針】

- ・ 熱中症搬送者のアフターケアへ繋がるような情報収集（住環境、経済状況・基礎疾患等の背景等）の方法を検討する。
- ・ 中等症・重症の多い高齢者の搬送者数を減らす方策を考える。

### <参考：平成 25 年度の熱中症対策について>

- (1) 熱中症注意月間（5 月から 9 月まで）の設定
- (2) ①熱中症警戒週間<sup>\*2</sup>の発表
- (3) 熱中症警報<sup>\*3</sup>の発令
- (4) その他の注意喚起等

①拡大 ○在宅の高齢者への直接的なアプローチを強化（対面での声かけ等）

・ 民生委員、見守り協定事業者へ、啓発うちわ（約 24 千枚）を配布しながら声かけ等を依頼。

②新 ○高齢者の利用の多い施設等へミニのぼりを設置。

○イベント開催時の対応に係る通知

・ 「北栄町すいか・ながいも健康マラソン大会（7 月 7 日開催）」において、9 名の熱中症の疑い搬送者（中等症 6 名、軽症 3 名）があったことから、改めて 7 月 9 日付けで市町村等に対しイベント開催時の熱中症予防対策について注意喚起を通知。

○熱中症へのより一層の注意喚起

・ 例年 9 月以降も 30 度以上の気温の高い日が続いており、それに伴って熱中症搬送者数も増加しているため、9 月 2 日付けで今後の残暑に向けての熱中症予防対策について、関係機関へ通知を発出。

### 3. 熱中症予防声かけプロジェクト(※)での受賞について

熱中症予防声かけプロジェクトが主催する「ひと涼みアワード2013」において、本県の熱中症対策の取組が「最優秀行政民間団体賞」を受賞しました。(最優秀賞：一般企業5団体、行政1団体)

#### 【主な受賞理由】別紙参照

各種多様な啓発…うちわ及びミニのぼりの作成、のぼりの貸出し、吉本鳥取県住みます芸人ほのまるによる熱中症の漫才配信がユニークな取組として評価。

#### ※熱中症予防声かけプロジェクトについて

- ・熱中症についての正しい知識の普及を図るとともに、熱中症予防のための注意事項(「熱中症予防5つの声かけ」)を共通ロゴマークを用いて参加企業、参加自治体等が各々の活動を通じ国民へ声かけを行う。
- ・本プロジェクトは2011年に立ち上げられ、2012年よりひと涼みアワード(表彰式)を実施。
- ・実行委員長は井手迫義和氏(国際気象放送協会(IABM)アジア代表理事、気象予報士)、実行委員は大学教授や一般企業の社長、医師、環境省職員等により構成。
- ・鳥取県は2012年より本プロジェクトに賛同し、ロゴマーク等の活用により啓発を実施。
- ・2013年の全国での賛同事業所・店舗数…2888事業所・店舗(平成25年11月1日現在)  
内訳…企業社920、官公庁・地方自治体121、民間団体338
- ・ひと涼みアワード2013エントリー数…302

#### <用語説明>

##### ※1 傷病程度

- ・死亡…初診時において死亡が確認されたもの。
- ・重症…傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上。
- ・中等症…傷病程度が重症または軽症以外のもの。
- ・軽症…傷病程度が入院加療を必要としないもの。

##### ※2 熱中症警戒週間

- ・原則毎週金曜日に、気象庁の週間予報において、向こう1週間の予想最高気温30℃以上の日が5日以上予想された場合に、「熱中症警戒週間」を公表し、早めの予防対策を促す。
- ・警戒週間の発表期間は、発表日を含む1週間とする。

##### ※3 熱中症警報

- ・鳥取地方気象台が発表する高温注意情報と合わせて、「熱中症警報」※を発令し、更に注意喚起を促すこととする。

#### ※熱中症警報発令基準

- 鳥取地方気象台が「高温注意情報」を発表した際、県内全域に「警報」を発令する。
- 警報の発令期間は1日間とする。  
【高温注意情報について】
  - ・翌日又は当日の最高気温が35℃以上になることが予想される場合に「高温注意情報」を発表。  
(当日5時又は11時過ぎに府県単位の情報を発表)。

## 結核集団感染の発生について

平成25年11月27日

健康政策課

平成25年3月に感染性肺結核を発病された患者(以下、「初発患者」という。)があり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。)に基づく接触者の健康診断等を実施したところ、これまでに発病者2人、感染者12人が確認され、国が定義する結核集団感染として11月5日に厚生労働省に報告しました。

また、本事例の発生を受け、県では、結核の早期発見・早期診断を促す注意喚起のため記者発表を行っています。

### (集団感染の定義)

同一の感染源が、2家族以上にまたがり、20人以上に結核を感染させた場合をいう。発病者1人は6人の感染者に相当するとして感染者数を計算する。

(「結核に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条に規定する健康診断の取扱いについて」平成19年3月29日付け健感発第0329002号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

\*今回の場合、初発患者を除く発病者は2名、感染者が12名で、 $2名 \times 6 + 12名 = 24名$ となる。

## 2 集団発生等の概要

(1) 発生場所 鳥取市ほか

(2) 初発患者の概要

- ・鳥取市在住 50歳代 男性
- ・平成25年3月に通院中の診療所で感染性肺結核と診断され、市内の病院(結核病床)に入院、治療開始。現在、通院治療中。

(3) 感染症法による接触者健康診断等の概要

区分		受診者数	健康診断結果等		
			発病者	感染者	異常なし等
接触者健診	職場(福祉施設)	57人	—	6人	51人
	通院していた診療所職員	2人	—	1人	1人
	県外(北海道)親族	14人	1人	5人	8人
自己受診※	職場(福祉施設)	1人	1人	—	—
合計		74人	2人	12人	60人

※初発患者との接触程度が比較的少ない方(自己受診者)から発病者が確認されたことから、接触者健康診断の対象者を拡大して実施することとしています。

- ・発病者2人は治療中
- ・感染者12人中、治療中6人、経過観察中6人
- ・接触者健康診断では、初発患者と接触した最終時期から最長2年間(平成27年3月末頃まで)の経過観察を行います。(県外親族については管轄保健所が実施)

(参考) 今年度の結核予防啓発等

- 医療従事者等を対象に結核予防技術者地区別講習会(中国・四国ブロック)開催(7月)
- 職場が開催する職員対象の結核研修会に講師協力(8月)
- 結核予防週間に結核予防の啓発事業を実施(9月)

## 1 発生状況及び集団感染事例

## (1) 発生状況 (平成24年)

	新規登録患者数	罹患率
全国	21,283人	16.7
鳥取県	80人	13.8

\* 罹患率=新規登録患者数の人口10万人あたりの率

## (2) 集団感染事例

## ①全国 (平成25年3月31日現在&lt;平成24年までの状況&gt;)

発生年	発生件数
平成24年	42件
平成23年	64件
平成22年	38件
平成21年	30件
平成20年	48件

## ②鳥取県の状況 (今回の事例を除く)

初発患者診断日	患者、感染者数
平成10年4月	患者5名、感染者3名 (4県にまたがる集団発生で、鳥取県では患者2名)
平成19年8月	患者3名、感染者2名 (家族・職場での集団発生)

## 2 用語の定義

## (1) 接触者健康診断

感染症法第17条に定める健康診断の一つで、感染性の結核の患者に接触するなどして結核にかかっていると疑うに足りる相当な理由のある者を対象に行う。

## (2) 感染者

結核への感染が疑われると医師が判断した者。

なお、感染者は発病していないため、他の人へ感染させる恐れはない。

理学療法士等の需要状況調査結果の概要について

平成25年11月27日

医療政策課

理学療法士等養成施設に在学する生徒を対象とした修学資金貸付けを行うことにより、将来の本県の医療を担う医療従事者の確保を図っています。各医療機関等施設における理学療法士等の在職状況や需要を把握するため、アンケート調査を実施しましたので、その調査結果の概要を報告します。

1 調査の概要

- (1) 調査日 平成25年9月1日
- (2) 調査内容 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の配置数、不足数、今後の採用予定人数、施設における理学療法士等数の満足度
- (3) 調査施設 311施設  
(病院:45、診療所:144、高齢者施設:122(介護老人福祉施設:39、介護老人保健施設:43、訪問看護ステーション:40)、障がい者施設:8)
- (4) 回答施設数 210施設(回答率:67.5% 病院は100%)  
(病院:45、診療所:70、高齢者施設:89(介護老人福祉施設:28、介護老人保健施設:41、訪問看護ステーション:20)、障がい者施設:6)

2 結果の概要

(1) 理学療法士等配置数 (単位:人)

区分	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	合計
病院	436	291	120	847
診療所	26	10	0	36
高齢者施設	128	106	23	257
障がい者施設	7	4	3	14
合計	599	413	150	1162
東部	173	128	36	337
中部	133	75	23	234
西部	293	210	88	591
(参考)H24調査時点	564	413	142	1119

※H24調査は、調査日:平成24年9月1日

(2) 現在の不足数 (単位:人)

区分	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	合計
病院	23	26	15	64
診療所	5	3	3	11
高齢者施設	18	20	15	53
障がい者施設	0	0	0	0
合計	46	49	33	128
東部	20	23	16	59
中部	10	11	8	29
西部	16	15	9	40
(参考)H24調査時点	66	55	37	158

## (3) 現在の充足率

(単位：%)

	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	合計
病院	95	92	89	93
診療所	84	77	0	77
高齢者施設	88	84	61	83
障がい者施設	100	100	100	100
合計	93	89	82	90
東部	90	85	69	85
中部	93	87	76	89
西部	95	93	90	94

$$\text{充足率} = \frac{\text{現在の配置数}}{\text{現在の配置数} + \text{現在の不足数}}$$

## (4) 各施設ごとの今後の不足感

(単位：施設数)

区分		理学療法士	作業療法士	言語聴覚士
病院	大変不足している	2 (5.6%)	2 (5.1%)	4 (12.1%)
	やや不足している	12 (33.3%)	17 (43.6%)	10 (30.3%)
	満足している	22 (61.1%)	20 (51.3%)	19 (57.6%)
診療所	大変不足している	2 (11.1%)	1 (8.3%)	3 (30.0%)
	やや不足している	4 (22.2%)	2 (16.7%)	2 (30.0%)
	満足している	12 (66.7%)	9 (75.0%)	7 (70.0%)
高齢者施設	大変不足している	11 (16.9%)	13 (21.3%)	10 (20.0%)
	やや不足している	27 (41.5%)	20 (32.8%)	22 (44.0%)
	満足している	27 (41.5%)	28 (45.9%)	18 (36.0%)
障がい者施設	大変不足している	1 (20.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)
	やや不足している	1 (20.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)
	満足している	3 (60.0%)	3 (60.0%)	3 (60.0%)
合計	大変不足している	16 (12.9%)	17 (14.5%)	18 (18.0%)
	やや不足している	44 (35.5%)	40 (34.2%)	35 (35.0%)
	満足している	64 (51.6%)	60 (51.3%)	47 (47.0%)

## (5) 今後の採用予定(希望)数

(単位：人)

	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	合計(※2)
平成25年度(※1)	65	45	27	137 (退37, 増100)
平成26年度	57	51	31	139 (退23, 増116)
平成27年度	8	10	3	21 (退5, 増16)
平成28年度	9	6	2	17 (退7, 増10)
平成29年度	3	5	1	9 (退3, 増6)
平成30～32年度	6	6	2	14 (退6, 増8)
合計(25年度を除く)	83	78	39	200 (退44, 増156)
東部	34	34	12	80 (退8, 増72)
中部	18	17	10	45 (退10, 増35)
西部	31	27	17	75 (退26, 増49)

※1 平成25年度については、平成25年9月1日現在までの採用実績

※2 合計欄の( )の「退」は「退職補充」、「増」は「増員」

＜参考＞理学療法士等修学資金貸付金の状況

○対象者

理学療法士等養成施設に在学している者であり、卒業後鳥取県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しようとする強い意思がある者

○対象者ごとの新規貸付実績

(単位：人)

区分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
理学療法士	42	64	45	42	46	52	44
作業療法士	24	30	27	27	23	20	23
言語聴覚士	7	1	8	10	10	8	13
合計	73	95	80	79	79	80	80

○貸付年度における県内就職状況

(単位：人)

区分	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
貸付者数	29	30	79	92	73	95
県内就職者数	20	23	54	51	37	57
内						
理学療法士	9	13	35	25	25	39
作業療法士	7	8	16	21	10	18
言語聴覚士	4	2	3	5	2	0
県内定着率	69.0%	76.7%	68.4%	55.4%	50.7%	60.0%

県内定着率＝県内就職者数／貸付者数

平成15年度～20年度の県内定着率の平均＝242人／398人＝60.8%

3 まとめ

- ・調査施設のうち、理学療法士等の就業先として主な施設は、病院及び介護老人保健施設となっている。
- ・9月1日現在の職員の配置数は、1,162人となっており、平成24年度調査と比べると43人増加している。
- ・今後の採用予定数をみると、平成26年度から平成29年度までの4年間で186名の採用予定であり、内訳では、退職補充より増員の数が高くなっている。
- ・施設区分ごとで見ると、病院については、充足率も高く、また不足感についても、満足していると回答した施設の割合が多くなっている。一方、介護老人保健施設などの高齢者施設の充足率は病院に比べて低くなっている。また、不足感についても、不足していると感じている施設の割合が相対的に高くなっている。
- ・各施設における理学療法士等の業務従事者数は、増加しており、今後も需要が見込まれる。修学資金貸付は、平成17年度から貸付枠の拡大(30名→70名、現在80名)を行っており、近年その効果が出ているが、引き続き修学資金貸付を行い、県内定着を図る必要がある。



# 鳥取大学医学部附属病院ドクターカーの概要と運行実績について

平成25年11月27日  
医療政策課

## 1 ドクターカーの概要

- 事業主体 鳥取大学医学部附属病院
- 運行開始 平成25年5月7日（火）から
- 出動待機時間 平日9時00分～17時00分とする。
  - ・要請可能時間は、運転者の勤務する平日9時00分～16時00分
  - ・当面の運転者勤務日：月、火、木（週3日）
- 出動要請 西部消防局から要請を受けた場合に出動する。
- 出動対象地域 原則として西部消防局管内とする。
- 乗務構成 医師1名、看護師1名又は研修医1名、運転手1名（緊急車両運転の経験を有する者）
  - ・救急救命士1名（救急救命士研修期間中で鳥大附属病院在院中に限る）
- 搬送先の決定 鳥大医学部附属病院（救急現場での判断を優先する）
- 患者搬送 救急現場からの傷病者搬送は、ドクターカーで行う。  
救急隊と合流する場合は現場で判断する。
- 出動範囲の拡大 平成25年10月7日に安来市消防本部と協定を締結し、同日から運行を開始。（10月末までの出動実績なし）

## 2 ドクターカー運行実績（運行開始 H25. 5. 7～H25. 10. 31 まで）

- 出動件数 14件（うち、途中キャンセル2件）
- 主な出動内容
  - ・JR車両との接触事故、ゴルフプレー中の心肺停止、溺水、車両事故での閉じ込め事案など

## 島根県ドクターヘリの運航実績について

平成25年11月27日  
医療政策課

中国地方5県ドクターヘリ広域連携基本協定に基づく、島根県ドクターヘリの鳥取県への乗り入れ開始（平成25年5月27日）から平成25年9月30日までの運航状況を報告します。

### 1 概況

平成25年9月30日までの出動件数は371件（キャンセル13件含む）、1日平均の出動件数は2.03件。うち、県内消防本部の要請による出動件数は2件となっています。

### 2 平成25年度島根県ドクターヘリ搬送実績（要請消防本部別）

消防本部 搬送種別	島根県									鳥取県	広島県			計
	松江	安来	雲南	出雲	大田	江津邑智	浜田	益田	隠岐	鳥取西部	備北	安芸高田	北広島	
現場救急	11	10	87	36	17	59	3	0	2	0	1	0	0	226
転院搬送	4	0	32	7	33	11	6	5	32	2	0	0	0	132
キャンセル	0	1	1	0	0	5	2	2	0	0	2	0	0	13
計	15	11	120	43	50	75	11	7	34	2	3	0	0	371

### 3 広域連携運航実績

連携区分・消防本部 搬送種別	島根→鳥取		島根→広島			広島→島根					山口→島根	計
	鳥取西部	鳥取中部	備北	安芸高田	北広島	雲南	江津邑智	浜田	益田	益田		
現場救急	0	0	1	0	0	0	7	5	7	0	20	
転院搬送	2	0	0	0	0	0	3	0	2	1	8	
キャンセル	0	0	2	0	0	0	1	6	1	0	10	
計	2	0	3	0	0	0	11	11	10	1	38	

#### <広域連携運航の開始日>

- ・島根県 → 鳥取県 平成25年5月27日
- ・広島県 → 島根県 平成25年5月1日
- ・島根県 → 広島県 平成25年6月10日
- ・山口県 → 島根県 平成25年6月17日

### 4 転院搬送の事例

- 米子医療センターから隠岐島前病院への転院搬送
- 山陰労災病院から島根県立中央病院への転院搬送

# 公立豊岡病院ドクターヘリの運航実績について

平成25年11月27日  
医療政策課

関西広域連合（3府県共同運航事業を平成23年4月1日から関西広域連合へ事業移管）ドクターヘリの就航（平成22年4月17日）から平成25年9月30日までの間の運航状況を取りまとめました。

## 1 概況

この間の出勤回数は合計4,189回（出勤後のキャンセル669回含む）で、年々増加の傾向にあります。 ※1日当たり最多出勤件数 11件（H25.7.11）

## 2 3府県別出勤件数（H22.4.17からH25.9.30まで）

要請府県	H22年度 (H22.4.17~H23.3.31)		H23年度 (H23.4.1~H24.3.31)		H24年度 (H24.4.1~H25.3.31)		H25年度 (H25.4.1~H25.9.30)		合計	
	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
兵庫県	634	(74.8%)	1,006	(80.2%)	1,051	(82.0%)	634	(78.6%)	3,325	(79.4%)
京都府	180	(21.3%)	213	(17.0%)	177	(13.8%)	127	(15.8%)	697	(16.6%)
鳥取県	33	(3.9%)	35	(2.8%)	54	(4.2%)	45	(5.6%)	167	(4.0%)
計	847	(100.0%)	1,254	(100.0%)	1,282	(100.0%)	806	(100.0%)	4,189	(100.0%)
1日当たりの運航件数	2.4件		3.4件		3.4件		4.4件		3.4件	

### (1) 県内要請機関別出勤件数の内訳

要請機関	H22年度 (H22.4.17~H23.3.31)		H23年度 (H23.4.1~H24.3.31)		H24年度 (H24.4.1~H25.3.31)		H25年度 (H25.4.1~H25.9.30)		合計	
	要請件数	うちキャンセル	要請件数	うちキャンセル	要請件数	うちキャンセル	要請件数	うちキャンセル	要請件数	うちキャンセル
東部消防局	22	8	28	5	45	11	38	13	133	37
中部消防局	6	5	0	0	4	2	4	2	14	9
西部消防局	1	1	6	2	4	2	0	0	11	5
医療機関	4	0	1	0	1	0	3	0	9	0
計	33	14	35	7	54	15	45	15	167	51

### (2) 3府県別医療機関の受入件数

要請府県	H22年度 (H22.4.17~H23.3.31)		H23年度 (H23.4.1~H24.3.31)		H24年度 (H24.4.1~H25.3.31)		H25年度 (H25.4.1~H25.9.30)		合計	
	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
兵庫県	527	(76.8%)	850	(80.0%)	861	(83.0%)	547	(84.4%)	2,785	(81.1%)
京都府	94	(13.7%)	118	(11.1%)	88	(8.5%)	45	(6.9%)	345	(10.0%)
鳥取県	65	(9.5%)	95	(8.9%)	88	(8.5%)	56	(8.6%)	304	(8.9%)
計	686	(100.0%)	1,063	(100.0%)	1,037	(100.0%)	648	(100.0%)	3,434	(100.0%)

※3府県の消防本部が出勤要請した事案のうち、304件が鳥取県内医療機関に搬送。

＜県外からの搬送受入件数＞ ※（）内は県内医療機関受入件数に対する県外搬送受入の割合

- ・H22年度 49件（75%）：県中45件、日赤1件、生協1件、岩美1件、山陰労災1件
- ・H23年度 67件（70%）：県中61件、日赤4件、岩美1件、鳥大1件
- ・H24年度 52件（59%）：県中48件、日赤1件、市立1件、生協1件、厚生1件
- ・H25年度 34件（60%）：県中33件、生協1件 ※H25.9.30まで

## 3 現場救急の例（鳥取県内）

高所転落事故（屋根除雪中等）、交通事故による負傷及び車両閉じ込め事案、機械による手首断裂及び足切断、林業作業中の負傷、脳梗塞等突然発症の四肢麻痺、心肺停止事案等

## 第6回看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会概要について

平成25年11月27日  
医療政策課

「看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会」第6回会議を11月14日に開催しましたので、その概要を報告します。今回で当検討会は終了しました。

### 1 看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会のまとめについて

#### (1) 看護職員の需給状況

- ・県内の看護職員は、平成12から22年の10年間で約1,600人増加しているが、現在、病院や福祉施設を中心に深刻な看護師不足。今後も夜勤勤務者の確保、育児休業取得者の増加等により供給を上回る需要が見込まれる。
- ・中長期的にも、人口減少が続くものの、高齢化の進展により、看護職員は引き続き需要の増加が見込まれ、不足状況が継続することが推測されることから、県内での新たな養成施設の設置を含めた抜本的養成体制の拡充が必要。

#### (2) 新たな看護師養成施設の設置に向けて期待される各主体の取組

各養成校、医療機関をはじめとする実習施設、行政等関係機関には次のような取組み等の実施が期待される。

##### (学生確保)

- ・各養成校は、教育・研究内容の特徴、養成する人材像を明確にし、広報活動や高校訪問等においてわかりやすく説明することで、志願者を確保。
- ・行政は、既存の修学資金の貸付けや奨学金制度の継続。

##### (教員確保)

- ・各養成校は、既設養成校に影響を及ぼさないよう注意しつつ教員の確保に努力。
- ・各養成校は、質の高い教員を継続的に確保し、質の高い教育の維持に努力。

##### (実習施設の確保)

- ・各養成校は、引き続き既設校と調整しながら、実習先の確保と実習教育環境の充実に努めるとともに、主体的に実習に関与すること。
- ・医療機関をはじめとする実習施設は可能な限り実習に協力。
- ・行政は、実習受け入れ施設が受け入れしやすいようなハード・ソフトの環境整備への支援を検討するとともに、実習指導者の育成の充実にについても検討。

##### (設置経費等)

- ・各養成校においては、設置及び運営に公的資金が投入されていることを十分認識し、質の高い教育を維持しながら、安定的な運営に努めること。
- ・行政は、医療現場で必要とされる看護師の不足の状況に対応するという公益性に鑑み、応分の負担について検討。

### 2 看護教育の質についての提言

看護教育の質について検討会で様々な意見があったことを踏まえ、以下のとおり提言が行われた。

- ・新たな看護師養成施設の設置者におかれては質の高い看護師の養成及び看護師の県内定着に継続して取り組まれることを期待する。
- ・県内医療がより良い状況となるよう、新たな看護師養成施設の設置が実現した後も、状況の変化に応じて県内の看護師養成について県をはじめとする関係者間で今後も継続した検討がなされることを期待する。

### 3 検討会での主な意見

- ・「実習施設の確保」について、既設養成校が現在確保している実習先が既得権と認識されては困る。新設校にも既設校と同等の権利が与えられなければ、教育の充実には繋がらない。
- ・実習の質を高めるには、養成校と受入れ施設が情報交換することが必要。
- ・実習先が拡大するが、受入れ未経験な施設は多い。特に大学生の受入れは初めてのところが多いので、実習指導者の配置を手厚くしていただく必要がある。
- ・実習で学ぶことは多い。講義と実習には乖離があるので、それを埋める役割を担う人が必要。
- ・実習は受入れ施設に丸投げされている側面がある。養成校側の人員不足は承知しているが、もっと実習先に向いて主体的に関与して欲しい。
- ・今回でこの検討会は終わるが、実際に新設校が開学し、何か問題が発生した場合協議して解決する場所が必要である。

## 【参 考】

### 1 新たな看護師養成施設の設置構想の概要

	鳥取看護大学	鳥取市医療看護専門学校（仮称）
設置者	学校法人藤田学院 理事長 山田修平	学校法人大阪滋慶学園 理事長 浮舟邦彦
設置場所	倉吉市福庭 854	鳥取市東品治 103-2
開設予定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
設置学部・入学 (収容) 定員等	看護学部看護学科 80 名 (単科 4 年制、計 320 名)	看護課程 80 名 (3 年課程、計 240 名)
学費 (年間)	1,450 千円 (入学初年度は 1,750 千円)	900 千円程度 (入学初年度は 1,000 千円程度)
今後のスケジュール	H26. 3 文科省に大学設置申請 H26. 4 寮・講堂解体、校舎建築 H26. 10 文科省、答申・認可 H27. 4 開校	H26. 1 厚生局に看護師養成所設置計画書 提出 県に専修学校設置認可申請書提出 H26. 5 校舎完成、オープンキャンパス実施 H26. 7 厚生局に看護師養成所設置申請 H26. 12 厚生局、看護師養成所設置認可 県、専修学校設置認可 H27. 4 開校

### 2 「看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会」について

#### (1) 検討会の設置の目的

看護師不足の中、県東部において看護師養成の専門学校、中部において看護大学の新設の動きがあることから、これらを実現するための支援策等、看護師養成の抜本的拡充について検討する。

#### (2) 検討内容

- ・看護師養成の現状と課題
- ・今後必要な看護師（看護師数、看護師像）
- ・養成の拡充方策に係る課題と対応
- ・その他、看護師養成拡充に関し必要な事項

## (3) 検討会の実施状況

	開催日	検討内容
第1回	H24年11月6日	●県内の新たな看護師養成の動き ●看護師養成の現状 ●県内の看護職員の需給と将来見通し
第2回	H25年1月8日	●看護師不足の現状等 ●看護師養成所の課題等
第3回	H25年3月27日	●新たな看護師養成所設置の取組状況 ・鳥取市及び学校法人藤田学院の取り組み
第4回	H25年4月27日	●鳥取市からの報告 ・鳥取市医療看護専門学校(仮)の設置候補地等 ●看護師養成機関に関するニーズ調査の速報概要 ●鳥取県看護職員実習指導者養成講習会実施要項(案)等
第5回	H25年5月30日	●看護師養成機関に関するニーズ調査結果 ●鳥取市医療看護専門学校(仮)の取組状況について ●鳥取看護大学の取組状況について
第6回	H25年11月14日	●新たな看護師養成所設置の取組状況 ●実習の充実等への要望に対する対応 ●最終的なまとめ

## (4) 委員名簿(19名)

(平成25年11月現在)

区分	所属	職名	氏名	備考
医療関係 団体	岡本医院	院長	岡本公男	検討会座長
	鳥取県病院協会	協会長	野島丈夫	野島病院総院長
	鳥取赤十字病院	院長	福島 明	
	鳥取県看護協会	会長	虎井佐恵子	
病院	—	看護師	萬場貴美子	
	鳥取市立病院	看護部長	竹内いずみ	
福祉施設	鳥取県老人保健施設協会	副会長	田中 彰	医療法人賛幸会理事長
	鳥取県老人福祉施設協議会	会長	土井政史	特別養護老人ホーム 博愛苑施設長
看護師養成 校	鳥取大学医学部保健学科	教授	広岡保明	
	鳥取看護専門学校	校長	日野理彦	県立中央病院院長
	倉吉総合看護専門学校	副校長	會見加代子	
	倉吉看護高等専修学校	元設置者代表	池田宣之	
教育関係	県教育委員会事務局	参事監兼高等 学校課長	山根孝正	
地元自治 体	鳥取市	副市長	深澤義彦	
	倉吉市企画振興部	部長	片山暢博	
地域住民 代表	鳥取県PTA協議会	副会長	増田裕子	倉吉市中学校 PTA 連合 会
	鳥取県連合婦人会	会長	田中朝子	
	鳥取県中小企業団体中央会	会長	常田禮孝	
	倉吉商工会議所	会頭	倉都祥行	

# 知事指定薬物の指定について

平成25年11月27日  
医療指導課

11月19日に「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」第2条第7号の規定に基づき、知事指定薬物2種類を別紙のとおり指定したので報告します。

【参考：鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例】

(定義)

第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

(1)～(6) (～略～)

(7) 前各号に掲げるもののほか、これらと同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物であつて、濫用されることにより人の健康に対する被害が生ずると認められるものとして知事が指定するもの(以下「知事指定薬物」という。)

(指定)

第9条 知事は、第2条第7号の規定により知事指定薬物を指定するときは、その旨を公示しなければならない。

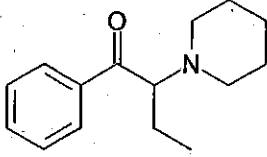
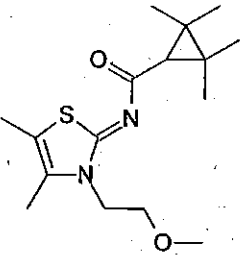
2 知事指定薬物の指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

(製造等の禁止)

第11条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、知事指定薬物を製造し、又は栽培すること。
- (2) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること(県の区域外における販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する場合を含む。)
- (3) 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医師、薬剤師その他の医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者向けの新聞又は雑誌により行う場合を除き、知事指定薬物の広告を行うこと。
- (4) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、大臣指定薬物又は知事指定薬物を販売又は授与の目的で購入し、受領し、又は所持すること(県の区域外における販売又は授与の目的で購入し、受領し、又は所持する場合を含み、販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する場合を除く。)
- (5) 大臣指定薬物又は知事指定薬物をみだりに使用し、又はみだりに使用する目的で購入し、受領し、若しくは所持すること。
- (6) 大臣指定薬物又は知事指定薬物を多数の者が集まってみだりに使用することを知って、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。

## (別紙)

	通称名	化学名等	構造式	備考
1	$\alpha$ -PBP ピ ペリジンアナロ グ	1-フェニル-2-(ピ ペリジン-1-イル)ブ タン-1-オン及びその 塩類		国内流通未確認
2	A-836339	N-[3-(2-メトキシ エチル)-4,5-ジメ チル-2(3H)-チア ゾールイリデン]-2, 2,3,3-テトラメチ ルシクロプロパンカルボ キサミド及びその塩類		東京都内で9月 まで流通



薬剤師の需要状況調査（25年10月調査）の結果について

平成25年11月27日  
医療指導課

1. 調査施設数

区分	施設数	回答数（回答率）
病院	45	40（88.9%）
診療所	50	32（64.0%）
薬局	271	192（70.8%）
計	366	264（72.1%）

2. 調査対象施設における薬剤師の配置数（平成25年10月1日現在）

人数	病院（40施設）	診療所（32施設）	薬局（192施設）	全体
	回答施設数（%）	回答施設数（%）	回答施設数（%）	回答施設数（%）
0人	1（2.5%）	32（100.0%）	-	33（12.5%）
1人	6（15.0%）	-	41（21.4%）	47（17.8%）
2人	11（27.5%）	-	78（40.6%）	89（33.7%）
3人	7（17.5%）	-	40（20.8%）	47（17.8%）
4人	1（2.5%）	-	16（8.3%）	17（6.4%）
5人	5（12.5%）	-	7（3.6%）	12（4.5%）
6～10人	4（10.0%）	-	9（4.7%）	13（4.9%）
11～15人	3（7.5%）	-	1（0.5%）	4（1.5%）
16～20人	1（2.5%）	-	-	1（0.4%）
21人～	1（2.5%）	-	-	1（0.4%）
計	40	32	192	264
（配置数）	199人	0人	479人	678人

（注）「人数」は端数処理した整数としているため、「配置数」（合計）と一致しない。

3. 調査対象施設の薬剤師不足数：各医療機関で配置したいと考えている人数と現在の配置数との差（平成25年10月1日現在）

不足人数	病院（40施設）	診療所（32施設）	薬局（192施設）	全体
	回答施設数（%）	回答施設数（%）	回答施設数（%）	回答施設数（%）
不足なし	18（45.0%）	30（93.8%）	92（47.9%）	140（53.0%）
1人	10（25.0%）	2（6.3%）	52（27.1%）	64（24.2%）
2人	4（10.0%）	-	29（15.1%）	33（12.5%）
3人	2（5.0%）	-	13（6.8%）	15（5.7%）
4人	1（2.5%）	-	3（1.6%）	4（1.5%）
5人	3（7.5%）	-	2（1.0%）	5（1.9%）
6～10人	2（5.0%）	-	1（0.5%）	3（1.1%）
計	40	32	192	264
（不足数）	55人	2人	171人	228人

（注）「不足人数」は端数処理した整数としているため、「不足数」（合計）と一致しない。

（注）各施設でどの程度強い不足感があるかは個別に確認しないと不明

（薬剤師の数が厚生労働省令の基準を満たしていなかった薬局数：平成24年は5薬局）

4. 調査対象施設における今後平成30年度までの薬剤師数について

区分	病院（40施設）	診療所（32施設）	薬局（192施設）	全体
	回答施設数（%）	回答施設数（%）	回答施設数（%）	回答施設数（%）
不足している	13（32.5%）	3（9.4%）	53（27.6%）	69（26.1%）
やや不足している	15（37.5%）	-	61（31.8%）	76（28.8%）
充足している	10（25.0%）	13（40.6%）	77（40.1%）	100（37.9%）
未回答	2（5.0%）	16（50.0%）	1（0.5%）	19（7.2%）
計	40	32	192	264

## 5. 前回調査(24年1月)との比較

### (1) 回答のあった施設数

- ・前回(272施設)とほぼ同程度

### (2) 薬剤師の不足数

- ・前回(145人)に対しさらに83人の不足となっている
- ・要因としては、平成24年度の診療報酬改定により、薬剤師数が算定要件に反映される加算等の新設などが考えられる。
  - \*病院については、病棟ごとに専任の薬剤師を配置することによる病棟薬剤業務実施加算の新設
  - \*薬局については、在宅医療における薬剤師の役割を評価した在宅患者調剤加算の新設

### (3) 30年度までの不足感のある施設

- ・前回(134施設)に対して11施設の増加となった

## 6. 薬剤師確保に関する鳥取県や鳥取県薬剤師会の取り組み

### (1) 県と鳥取県薬剤師会が共同で学生、指導者向けのチラシ作成

Uターン就職・Iターン就職者を掘り起こすためチラシを薬科大学や薬学部に配布する。

### (2) 共同での薬学部訪問

共同で大学の就職ガイダンス等に参加し、鳥取県の就業環境等の説明、PRを行う。

- ・平成24年度 5大学実施 ・平成25年度 2大学実施(今後更に2大学実施予定)

### (3) インターンシップの実施

鳥取県内の薬剤師就業環境を幅広く紹介し、学生の理解を深め学生のキャリア決定の一助とすることを目的としたインターンシップを本年度初めて実施した。

鳥取県の魅力を感じていただくため、次の体験を通じて多くの薬学生に鳥取県での就職を考える機会を提供した。

- ・行政業務、試験研究機関、薬局、病院業務の体験

### (4) 鳥取県薬剤師会の対応

#### ① 無料職業紹介所の運営

「社団法人鳥取県薬剤師会薬剤師無料職業紹介所」を平成12年11月から開設し、就職先を紹介

※ 来所者(問合せを含む): 6~7名/年

※ 登録薬局数等: 38カ所で88人募集

#### ② 薬学教育6年制における実務実習に対応できる薬局を確保・認定指導薬剤師を養成

(参考: 県内実習生の状況)

	H22年度	H23年度	H24年度
薬局	8名	16名	17名
病院	10名	21名	21名

## 7. 参考: アンケートに記載された意見・要望等

### 【病院】

- ・再就業を考えている薬剤師への復職支援の拡充
- ・潜在薬剤師の情報を把握し復職支援やあっせん、紹介の実施
- ・鳥取県出身者の在籍する大学へ県内の求人情報の送付

### 【薬局】

- ・薬科大学新卒者やハローワークに募集をかけても応募がなかなかない
- ・薬学部のない鳥取県にUターン就職がしやすい環境を整備してほしい

